

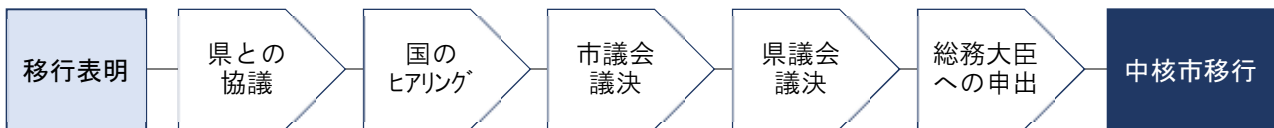
中核市移行検討に係る地区説明会

富士市の人口は、2040年には20万人を下回り、高齢化率は40%近くになると推計されています。市では、人口減少時代においても、市民の皆さまがいつまでも安全で快適な暮らしを送り続けることができるよう、中核市移行を検討しています。

- 【中核市の概要】 中核市の要件 人口20万人以上…H26年法改正で30万人以上から緩和されました。
全国の中核市 54市（H30.4.1時点）…多くが県庁所在地や、地方の中核都市です。
中核市の権限 保健所の設置。保健衛生・福祉・環境分野の権限が多く移譲されます。

平成31年2月に市長が中核市の移行に向けて進んでいくかどうかの方向性を表明します。

中核市移行までのスケジュール



「移行に向けて進んでいく」と表明した場合でも中核市への移行が決定したということではありません。表明後に県との協議を行うとともに、課題について一つ一つ解決しながら進めていき、最終的には、議会の議決等の所定の手続を経て、正式に移行することとなります。

富士市の選択肢

中核市移行検討講演会（H30.8.25実施）

首都大学東京大学院 伊藤正次教授 作成資料を基に行政経営課で一部加工

		中核市に	
		移行する	移行しない
連携中核都市宣言を	する	A 圏域中枢型中核市 メリット: 中核市の権限を活かして県東部圏域の中核都市として地域経済の拠点に／国による財政支援の可能性 デメリット: 中核市移行のコスト、近隣自治体への配慮	B 圏域中枢型都市 メリット: 中核市移行のコストを払わずに、県東部圏域の中心的城市に／連携中核都市圏として、現行と同等の財政支援 デメリット: 近隣自治体と連携する事務はAに比べて制約、近隣自治体への配慮 <small>※中核市要件を満たさない自治体の特例のため、該当しない</small>
	しない	C 自立型中核市 メリット: 中核市移行に伴う自主性・自立性の享受 デメリット: 国の広域連携施策からは切り離される	D 自立型都市 メリット: 中核市移行・連携中核都市宣言のコストは必要ない →当面の財政的負担は最小 デメリット: 長期的には県東部地域における拠点性を失う可能性 →しずおか中部連携中核都市圏へ？

※連携中核都市圏の説明については、中面&資料編4ページをご覧ください

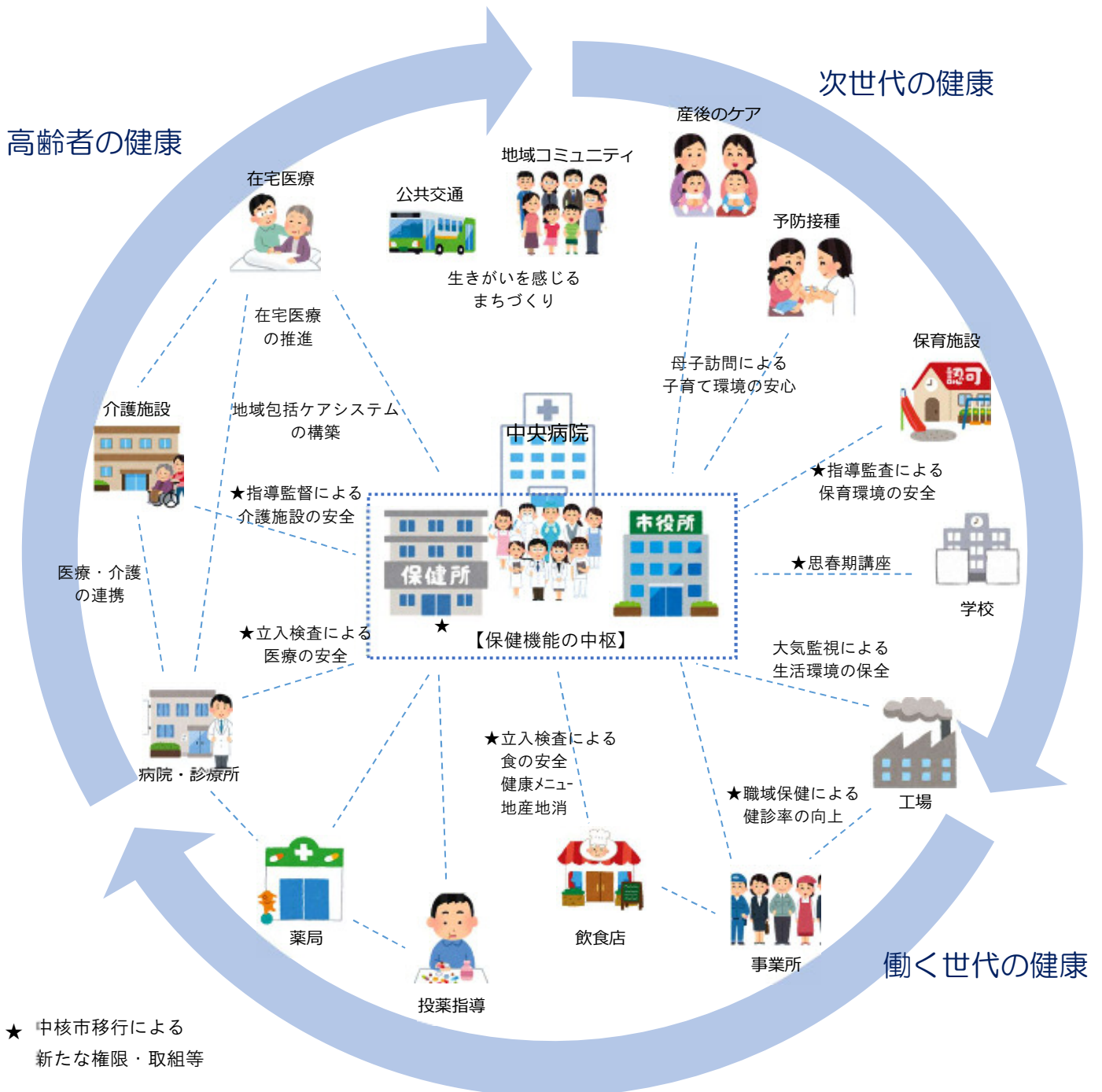
人口減少や少子高齢化など大きな問題に直面する今、「移行するか、しないか」いずれにしても富士市の未来にとって大変大きな選択となります。富士市の未来にとって、何が最良の選択なのか、ぜひ、一緒に考え、将来にわたって、市民の皆さまが誇れるまちを一緒に作っていきましょう！

中核市になると、どうなるの？

1 末広りの健康長寿のまち

富士山のように、末広りの「健康なまちづくり」を推進することができます。

- ◆市と保健所の業務が一元化され、健康に関する総合的な対応が可能となります。
- ◆感染症などに対し初動体制、予防、被害の拡大防止など迅速な対応が可能となり健康危機管理が強化されます。
- ◆「市で行っている身近な保健行政」＋「保健所の専門性の高い業務、関係機関との企画・調整機能」＋「中核市に移譲される権限」で、ライフサイクルを通して一貫した健康づくりが展開できます。
- ◆市だからこそできる業務（交通政策、地域コミュニティの支援など）と一体となり、赤ちゃんから高齢者、障害者まで含む全ての富士市民の皆さまを支援する体制を構築することができます。

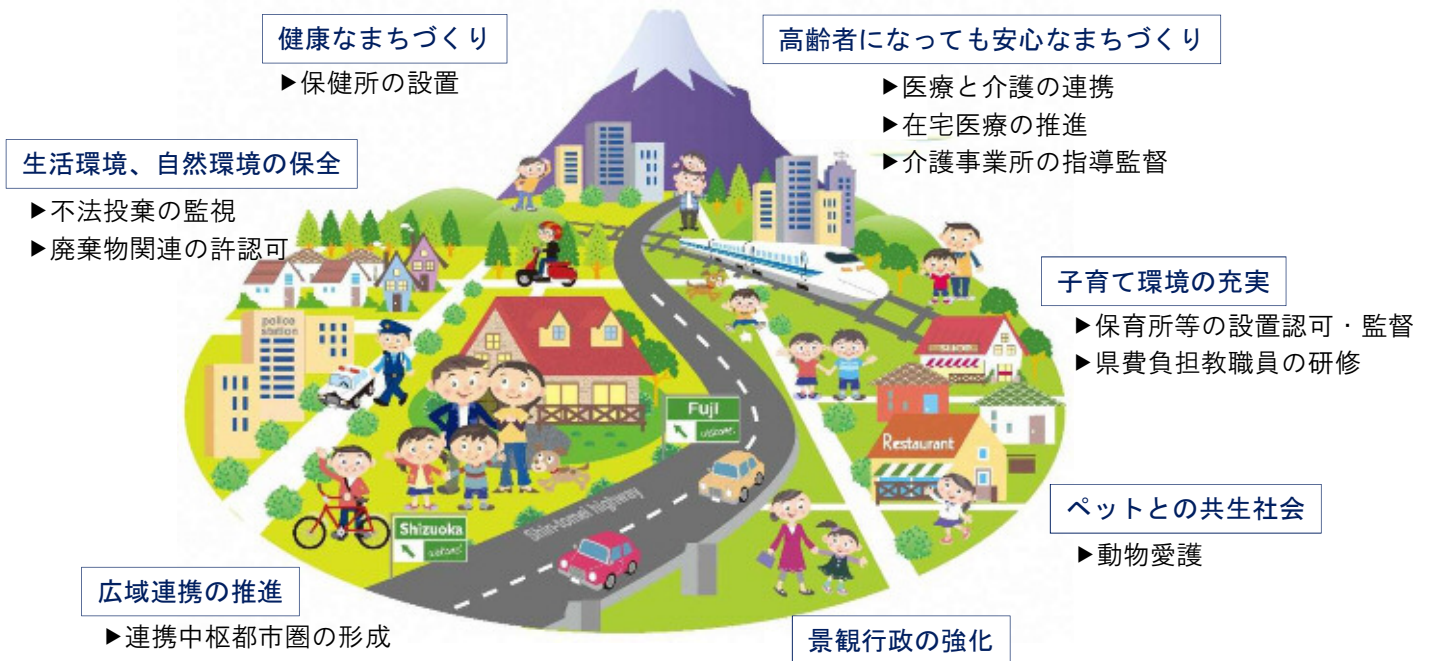


★ 中核市移行による
新たな権限・取組等

2 未来に続く、魅力的なまち

自分たちのまちのことは自分たちで決めることができ、都市として自立性を高めることができます。

- ◆より多くの権限を持ち、市民の皆さまの声を施策に反映させ、魅力的なまちづくりを進めていくことができます。
- ◆県東部を代表する都市へステップアップします。また「都市」としての位置付けが明確となり、様々な施策に活かすことができます。



3 東部地域の発展に貢献するまち

富士山のおもとに、どっしり構える揺るぎない自治体として、県東部地域の発展をけん引することができます。

- ◆県内唯一の中核市として、西部の浜松、中部の静岡、東部の富士と県内の各地に核となる都市ができます。
- ◆周辺自治体と連携する連携中枢都市圏を形成することによって、人口減少・少子高齢化社会においても、活力ある社会経済を維持します。
- ◆中核市は連携中枢都市圏の中心都市になることができます。
- ◆連携中枢都市圏を形成し、取組んだ事業に対し、国から財政的な措置があります。

連携中枢都市圏には以下の役割があります。

圏域全体の経済成長けん引 (例) 地域ブランド商品の商談会、企業誘致の促進 など

高次の都市機能の集積・強化 (例) 駅前施設の整備、医療機器の整備 など

圏域全体の生活関連機能サービスの向上 (例) 生活関連施設の共同運営 など

現在、国においては自治体の広域的な連携を推進し、高齢者人口がピークとなる 2040 年頃に向けた自治体行政の在り方、広域連携の在り方を検討しています。

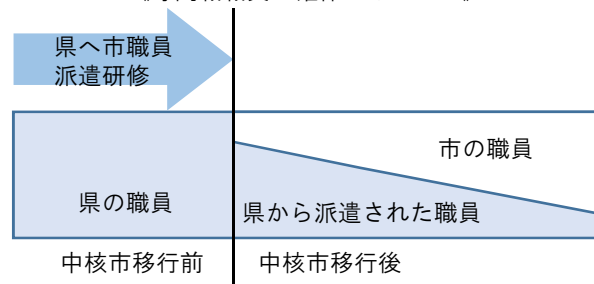
課題はあるの？

1 専門職の確保

保健所に配置される専門職（医師、獣医師、薬剤師等）の確保が難しいということが先行した中核市になった自治体から報告されています。

移行する場合は、専門職職員の計画的な採用に努めるとともに、当面の期間は県に職員派遣を依頼します。

《専門職職員の確保のイメージ》



2 中核市事務に係る費用（試算）

※初期費用を含まず

【支出】 (単位：千円)

区分	財政影響額	説明
保健所運営費	499,000	人件費 279,000 (34人) 事業費 220,000
その他運営費	437,000	人件費 126,000 (18人) 事業費 311,000
合計	936,000	

【収入】 (単位：千円)

区分	財政影響額	説明
国・県支出金	153,000	国庫支出金 178,000 県支出金 Δ25,000
手数料等	40,000	保健所関係の許可業務の手数料 ほか
合計	193,000	

【支出 936,000 千円】 — 【収入 193,000 千円】 = 743,000 千円

中核市の事務を行う費用は、他市の事例を参考にすると、国からの普通交付税で対応しています（交付団体）。ただし、富士市は財政的に恵まれているため、普通交付税が交付されない可能性があり、その場合は、税収で対応することになります（不交付団体）。

なお、上記試算は現時点での推計のため、今後、県との協議により大きく変動する可能性があります。

※普通交付税の説明については、資料編 5 ページをご覧ください。

普通交付税は、

①基準財政需要額

（標準的な水準の行政を行うための経費）から

②基準財政収入額

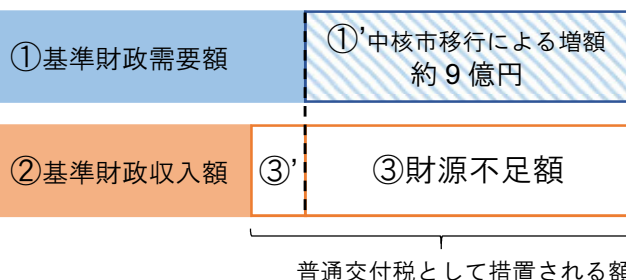
（標準的な水準の行政に使用される財源）を引いた差額（③）が措置されます。

右図は、仮に中核市に移行した場合に措置される交付税のイメージです。

移行時に、交付団体だった場合、中核市移行に係る財源は全額措置されます。

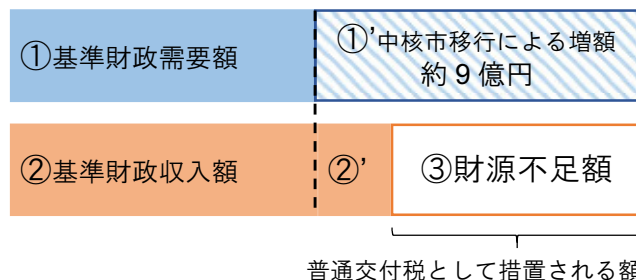
不交付団体だった場合は、一部（②'）財源措置されません。

【交付団体の場合】



普通交付税として措置される額

【不交付団体の場合】



普通交付税として措置される額